



# 令和4年度 野木町保育所入所のご案内

野木町 教育委員会  
こども教育課  
子育て支援係  
TEL 0280-57-4167

# 1. 「保育の必要性」の認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。※私学助成の幼稚園を利用する場合は認定は不要です。

認定区分	児童の年齢と保育の必要量	利用できる施設
1号認定(教育認定)	満3歳以上で教育を希望	幼稚園 認定こども園(教育部分)
2号認定(保育認定)	3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	保育所(園) 認定こども園(保育部分)
3号認定(保育認定)	3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	

保育認定（2号・3号）にあたっては、保護者に次のいずれかの事由があり、常時保育が必要な状態にあることが必要です。また、保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けます。

「集団生活を体験させたい」「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

保育が必要な事由		区分（目安）	施設利用可能時間
就労	児童の保護者が家庭の内外で仕事をする(月64時間以上)ことが常態(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)	120時間以上/月※	保育標準時間 最大11時間/日
		64時間以上 120時間未満/月※	保育短時間 最大8時間/日
妊娠・出産	産前6週・産後8週	保育標準時間	最大11時間/日
保護者の疾病・障がい		保育標準時間	最大11時間/日
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		状況により決定	
災害復旧		保育標準時間	最大11時間/日
求職活動		保育短時間	最大8時間/日
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)		状況により決定	
虐待やDVのおそれがあること		保育標準時間	最大11時間/日

※利用可能時間は、施設が開所している時間内の範囲での利用となります。

※120時間以上/月であっても、勤務時間帯によっては保育短時間認定となる場合があります。

※120時間未満/月の就労であるが、通勤や始業時間の都合により保育短時間が適さない状況の場合はご相談ください。



## 2. 入所申込みについて

### 1. 受付

#### ①令和4年度4月入所を希望する方

#### ②産休・育休明け(同じ職場に復帰する)のため、令和4年度5月～1月入所の予約を希望される方

※令和5年2月・3月の入所を希望することはできません。

※退職や勤務が月64時間未満となった等の場合は予約取り消しとなります。

※出産前でも要件を満たしている場合は、予約申込みができます。

出産前の場合、誓約書(求職)ではお申込みいただけません。

出産前の予約申込みができるのは、野木町にお住まいで、野木町内の園にお申込みされる方のみです。

出産前の予約申し込みをされた方は、出産後、3ヶ月以内に必ずこども教育課にて「児童名」「生年月日」等を申請書に記入してください。

<受付期間>	令和3年10月7日(木)～10月28日(木) ※土日祝日を除く
<受付時間>	9時～17時受付
<受付場所>	役場別館 こども教育課 子育て支援係

#### ※期間後の受付について

4月入所希望：期間後～令和4年1月7日(金)まで

※期間内に申し込まない場合は、二次審査に回ります。二次審査の結果は、2月頃を予定しています。

※出産前の予約申込みは、期間外は受け付けておりません。

#### ③期間後や年度途中で申込みをされる方

<受付期間>	期間後～入所を希望する月の前月10日(土日祝の場合は前平日)まで
<受付時間>	9時～17時受付
<受付場所>	役場別館 こども教育課 子育て支援係

※育児休業後の入所は職場復帰月からですが、復帰日が1日～14日の場合、前月を選ぶこともできます。

※入所は毎月1日からとなり、月途中からの入所はできません。

※認定こども園野木幼稚園が第一希望の方は直接園にお申込みください。第二希望以降に記載する場合はこども教育課へ申請することができます。

## 2. 申込みから入所までの流れ

①入所申込み書類の入手      こども教育課窓口・野木町ホームページにて入手できます。

### ②入所申込み書類の準備

<必要書類>

- 保育所入所申込書
- 支給認定申請書
- 家庭状況届
- 就労証明書

※65歳以下の同居の親族の方がいる場合、その方の分も必要です。

※証明書の発行日の記入が必須となります。

※自営業・農家の方は、税の申告書の写（開業1年目の場合は開業届の写）を添付してください。

- 学生証の写

※保護者が就学している場合・入所希望児から見て大学生や専門学生等の兄弟がいる場合

- 診断書等

※保護者の疾病、けが、障がいなどのために児童の保育ができない場合や、親族の看護や介護のために保育ができない場合のみ

- 保育所等入所申込意向確認書
- 母子手帳の写(表紙及び出産予定日の記載されているページ)

※出産前の予約申込みをする方のみ

※出産前の予約申込みをされた方は、出産後は必ずこども教育課にて「児童名」「生年月日」等を申請書に記入してください。出産から3ヶ月以内に記入されない場合、書類不備とみなし申請が取り下げになる場合があります。

### 園の見学について

新規で申し込みされる場合は園の見学をお願いしています。お子さんが事前に園の雰囲気を知るための大切な機会になります。申請書提出後でも可能ですので、ご協力お願いいたします。

見学の日時等については園に直接ご確認ください。

### ③書類の提出(こども教育課 子育て支援係まで)

きょうだい同時申請をされる方は、人数分の申請書が必要となります。就労証明書・診断書等は原本1部と足りない人数分のコピーをご持参ください。(役場ではコピーを受け付けていません。)

証明書等は発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

書類不備の場合は申請ができませんのでご注意ください。

申込み書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかにこども教育課へご連絡ください。(転職、退職、離婚、死亡、転居など)

### ④入所審査

提出された書類をもとに、就労状況、児童・家庭の状況を考慮し、総合的に審査いたします。人数によっては入所をお待ちいただく場合があります。年度途中につきましては、毎月の申請受付締め切り後、入所審査を行います。

## ⑤審査結果通知発送

審査結果は1月上旬までに通知する予定です。決定状況によって送付される書類が異なります。

### ◆入所できる場合

入所内定書（園で面接後「入所承諾書」を通知します。）

支給認定書

### ◆入所をお待ちいただく場合

保育所保留通知書

支給認定書

※定員に空きが出た場合は、こども教育課からご連絡いたします。

※入所申込み取消しの場合は、こども教育課までご連絡ください。

※申込み書類の有効期限は令和4年度の審査までとなります。5月以降の審査についても継続し、各月の申込者と一緒に審査されます。申込み書類の記載事項に変更があった場合は、各月締切日までにこども教育課窓口にて書き換えてください。

～入所内定書が送付された方～

## ⑥入所保育園でのオリエンテーションと面談

日程は各園から通知されます。

※入所後はお子様が環境に順応するため「慣らし保育」のご協力をお願いしています。慣らし保育の期間については、各園でご相談ください。

※入所前に慣らし保育の期間はありません。

**※育児休暇の延長をされた場合、入所月や保育認定に変更が生じる場合がありますので、必ずこども教育課までご連絡ください。**

## ⑦利用者負担決定通知書(保育料のお知らせ)の発送

利用者負担決定通知書

保育料減免申請書(対象者のみ)



## ⑧入所

※欠席について

お子さんのケガや疾病等のやむをえない理由以外で園を欠席し、登園数が著しく少ない状況(例：一ヶ月あたりの登園時間が就労証明書が有効となる月64時間を下回る等)が続いた場合、保育の必要性がないとみなし、**退所**となります。

### 3. 広域入所について

広域入所とは他市区町村の保育所に入所することをいいます。その際に必要な連絡調整を町が窓口となって行っています。

#### ◆野木町にお住まいで、野木町以外の保育所等を希望する場合

市区町村によって広域の入所要件や受付期間が異なる場合がありますので、希望保育所のある市区町村にお問い合わせのうえ、こども教育課までご相談ください。

**該当の市区町村に勤務している方、もしくは転出を予定している方**が対象となります。

※転出予定の方は、転出先の住所がわかるもの(土地の権利書や賃貸の契約書等)をご提出ください。

※市区町村によっては上記以外の要件で申し込める場合や、必要書類が異なる場合もありますので、希望先の市区町村に必ずご確認ください。

【申込み場所】 野木町こども教育課 子育て支援係

#### ◆野木町外に住所がある方

申込み時点で住所のある市区町村の保育担当課で申込みを行ってください。書式はお住まいの市区町村のものをご利用ください。

#### ◆野木町外に住所があるが、野木町への転入を予定している方

申込み時点で住所のある市区町村の保育担当課で申込みを行ってください。書式はお住まいの市区町村のものをご利用ください。転入予定の方は入所日の前月末日までの住民登録が必要です。住民登録がない場合は、入所の内定が取り消しになる場合があります。

転入後は野木町の様式で再度申請書をお書きいただく必要がありますので、必ずこども教育課にお立ち寄りください。

#### <実施期間>

入所期間は**1年間**とします。ただし、1年ごとに家庭状況を調査し、必要な方は更新の申請ができます。入所の可否は、野木町と該当市区町村での判断となるため、継続できない場合もあります。

#### <申込みから入所までの流れ>野木町にお住まいで、野木町以外の保育所等を希望する場合

- ①申請書類一式と必要書類を野木町こども教育課に提出
- ②野木町こども教育課から該当市区町村に入所の協議
- ③該当市区町村から野木町こども教育課に審査結果通知
- ④野木町こども教育課から申請者に審査結果の通知

※第一希望が広域の園の場合、該当市区町村での審査後の結果通知となるため、町内園のみをお申込みの方とは結果通知の発送時期が異なります。

- ⑤入所できる場合は、保育所でオリエンテーション・面談の実施
- ⑥利用者負担決定通知書(保育料のお知らせ)
- ⑦入所

### 3. 保育料・副食費について

#### 1. 保育料算定・副食費の免除判定について

0～2歳児のお子さまの保育料は、保護者の市町村民税所得割課税額の合算額に応じた階層区分によって決まります。一般世帯の階層ごとの保育料は次表のとおりです。ご家庭の状況によっては軽減措置の対象になることがあります。

階層	階層区分 定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	13,000	0	12,800	0
第4	市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯	24,000	0	23,400	0
	市町村民税所得割課税額97,000円未満の世帯				
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯	35,000	0	34,400	0
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満の世帯	48,000	0	47,100	0
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満の世帯	50,000	0	48,800	0
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	51,000	0	49,400	0

3～5歳児のお子さまについては、保育料は無料となりますが、副食費（おかず相当分）は保護者負担となります。副食費は園にお支払いいただきます。ただし、保護者の課税の状況や、家族の状況に応じて副食費が免除される制度があります。対象の世帯については別途通知します。